

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市(以下、発注者)が発注する「笠取川護岸改修詳細設計業務委託」(以下、本業務)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は過年度に実施した河川調査業務において、変状が見られた箇所を修繕する工事を実施するための詳細設計と、詳細設計業務に必要な路線測量(縦横断測量)を行うことを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和8年11月27日までとする。

(ウィークリースタンス)

第4条 本工事はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- 1) 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- 2) 休日の前日(金曜日等)に新たな依頼をしない。
- 3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- 4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- 5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。(適正な期限日を設定する。)
- 6) 打合せはWEB会議(ビデオ会議)も活用する。
- 7) 前号のほか、工事の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

(関係書類)

第5条 受注者は、契約締結後、速やかに関係書類を提出しなければならない。

(技術者)

第6条 管理技術者及び照査技術者、担当技術者は受注者との間に雇用関係がなければならない。

また技術者は河川についての知識を有しているものを配置しなければならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し、目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

(費用の負担)

第 8 条 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(土地への立入り等)

第 9 条 現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、受注者はあらかじめ証明書交付願を発注者に提出し、証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯すること。なお、業務完了後 10 日以内に証明書を発注者に返却すること。

第 2 章 設計・測量業務一般

(設計基準等)

第 10 条 本仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書によるほか、次の基準等に準ずるものとする。

【詳細設計業務】

- a) 宇治市「土木設計業務等共通仕様書」(R8 年 4 月改訂)
- b) 国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」
- c) 京都府「土木設計業務等委託必携」
- d) 国土交通省「河川砂防技術基準 設計編」

【測量業務】

- a) 宇治市「測量業務共通仕様書」(R8 年 4 月改訂)
- b) 国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」
- c) 京都府「土木設計業務等委託必携」
- d) 日本測量協会「国土交通省公共測量作業規定」、「公共測量作業規定の準則」

(設計・測量の疑義)

第 11 条 設計上、疑義が生じた場合は、調査職員と協議のうえ、問題解決に当たらなければならない。

(設計の資料)

第 12 条 設計の資料について、根拠等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

第 3 章 設計・測量業務細則

(詳細設計業務概要)

第 13 条 詳細設計業務は、委託対象地域について、実測平面図、既存資料、地質資料、現地踏査結果および設計条件等に基づき、設計計画、各種計算、工事発注に必要な図面の作成、数量計算、概算工事費の算出、報告書の作成を行うものとする。設計は、工事用進入路、施工ヤードの設置、その他の与条件等を勘案し、勾配・構造等を決定するとともに、構造物等の詳細設計を行い、設計詳細図、各工種別数量計算、構造計算、施工計画等を作成するものとする。

(詳細設計業務計画書)

第 14 条 詳細設計業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務全体にわたる実施方針、業務実施に必要な事項を企画・立案し、業務計画書を作成する。なお、業務計画書に記載する事項は土木設計業務等共通仕様書に基づくものとする。

(詳細設計業務内容)

第 15 条 詳細設計の業務内容は次のとおりとする。

1) **設計計画**

業務の目的、趣旨を充分把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、照査計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制(緊急時含む)等を記載した業務計画書を作成する。

2) **現場踏査**

現地踏査は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理する。なお、別途現地調査(測量、地質調査等)が必要となる場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

3) **基本事項の決定**

a) 護岸の配置計画

護岸タイプの具体的な配置を新規図面にて確認する。

b) 構造物との取付検討

小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行う。

4) **本体設計**

a) 基礎工検討諸元設定

護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定する。

b) 安定計算

基礎工法の検討結果を基に、代表箇所 3 断面について安定計算を行い、安全度を確認する。

5) **付帯施設設計**

a) その他施設

管渠以外(ex取付道路、利水施設等)の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成する。

6) **施工計画**

a) 施工計画

現地踏査の結果に基づき、当該工事で必要となる切り廻し計画、施工順序、施工機械及び工程計

画等の施工計画を策定する。

b) 仮設計画

上記施工計画にて必要となる仮締切、仮排水路等の構造設計、工事用道路等の仮設計画を策定する。

7) 図面作成

a) 図面作成

一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図を作成する。親水護岸平面図、親水護岸標準横断面図、親水護岸構造図等を作成する。

仮設平面図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成する。

8) 数量計算

数量計算は、詳細設計として作成した設計図に基づき工種別、区間別に数量を算出する。また、概算工事費の算出、工事工程の算出を行うものとする。

9) 照査

a) 照査目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

b) 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置すること。

c) 照査事項

受注者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ② 一般図を基に構造物の断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合がとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等施工条件が施工計画に反映されているかの確認を行う。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるかの確認を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時の応力についても照査を行う。
- ④ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合性を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

10) 報告書作成

報告書作成は、設計成果として、設計報告書、設計図、数量計算書等を取りまとめ、報告書を作成する。

(測量業務概要)

第 16 条 測量業務は、詳細設計業務に必要な路線測量として、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量を行い、縦・横断面図を作成するものとする。

(測量業務内容)

a) 仮 BM 設置測量

仮 BM 設置は任意の点とし、縦断測量および横断測量に必要な水準点を現地に設置し、標高は GH+10.000 とする。

b) 縦断測量

縦断測量は、設計した護岸を基に縦断面図を作成するものとする。

c) 横断測量

横断測量は、設計した護岸を基準にして地形の変化点等の距離および地盤高を定め、横断面図を作成するものとする。

第 4 章 その他

(成果物の提出)

第 18 条 受注者は次に示す図書を成果品として提出するものとする。なお、成果品に不備等が認められた場合は、必要な調査および修正を受注者の責任のもと行うものとする。製本は全て表紙、背表紙ともタイトルを付け、直接印刷したものとし、詳細については調査職員の指示に従うものとする。

【設計業務】

金文字黒箱(A4)・ファイル製本(A4)				
図書名	内容	成果品形態	部数	サイズ
図面	位置図(1/2,500～1/10,000)、系統図(1/2,500)、現況図、計画平面図(1/250～1/500)、縦断面図、横断面図、詳細平面図、構造図、仮設図、その他(舗装工平面図・構造図、区画線工平面図、撤去工平面図・構造図、地下埋設物および架空線調査図、公私道調査図等)、その他	A1(折) A3 縮版(製本) CAD データ (dwg,dxf,sfc 等)	2 部	A4
計算書	数量計算書、構造計算書、水理計算書、その他	ファイル製本 データ		
土地調査書	公図等の転写図、土地権利者調査表、その他			
支障物件 報告書	位置図、平面図、地下埋設物調査報告書、電柱・架空線調査報告書、写真、移設検討書、その他			
設計資料	現地調査資料、工法検討資料、参考資料、その他			
照査結果	照査確認資料			
その他	概算工事費、工事工程表、その他必要とされるもの			

【測量業務】

業務区分	成果品の名称	成果品形態	部数	サイズ
路線測量	観測手簿 計算簿 成果表 その他必要とされるもの	ファイル製本 データ	2部	A4

(資料の貸与)

第 19 条 本業務を行うにあたり、下記の資料を貸与するものとする。当資料を参考資料として、詳細設計を行うこと。

- a) 公図、登記簿、地積測量図、境界確定図、道路区域図、従来水路資料 等
- b) 『西笠取 7 号(笠取川)』の河川カルテ